

年金給付等の裁定請求について

令和7年度農業者年金業務担当者研修会

令和7年12月10日（水）

独立行政法人農業者年金基金
業務部給付課 裁定班

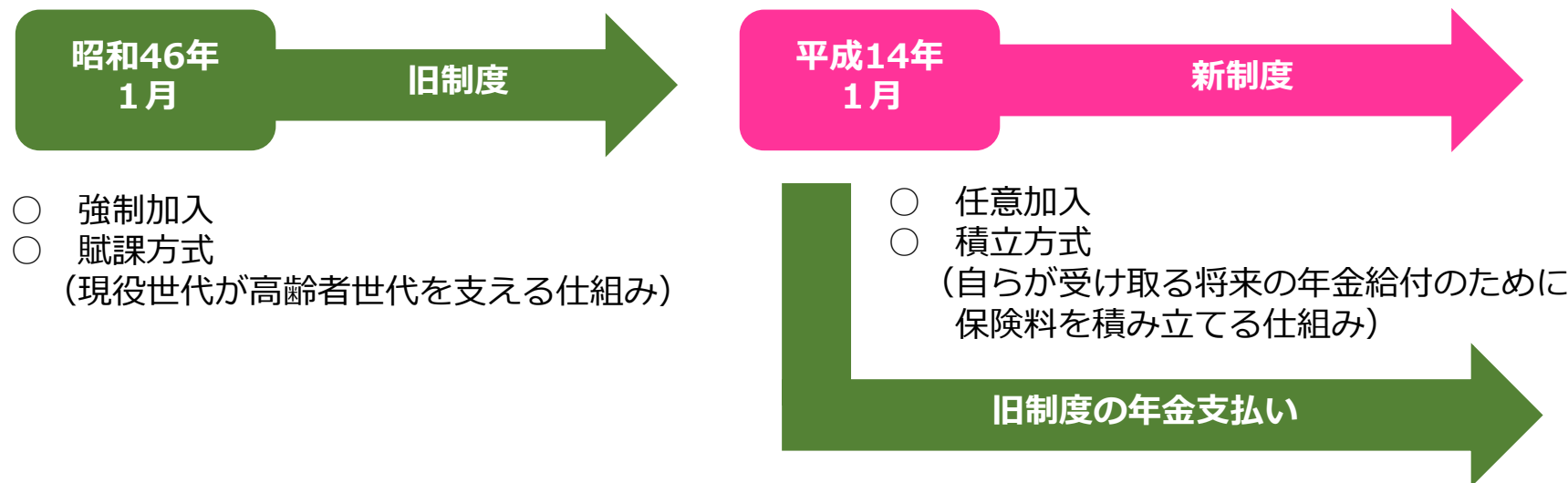
目 次

I	農業者年金制度の概要	P 2
II	新制度の概要（平成14年1月1日以降）	
1	新制度の給付の種類	P 5
2	令和2年の制度改正	P 6
3	農業者老齢年金について	P 7
4	特例付加年金について	P 10
5	経営継承について	P 17
6	経営継承に伴う諸名義の変更について	P 22
III	旧制度の概要（平成13年12月31日以前）	
1	旧制度の給付の種類	P 24
2	農業者老齢年金について	P 25
【参考】		P 29

I 農業者年金制度の概要

（１）農業者年金制度について

農業者年金制度は、昭和46年1月から平成13年12月までに加入されていた方を対象とする「旧制度」と、平成14年1月以降に加入された方を対象とする「新制度」の2種類があります。



（２）年金の種類

お一人の方が、新制度と旧制度の複数の年金を受給される場合があります。
各年金ごとに、基金に対して裁定（審査して年金の受給権があることを確認すること）の請求を行う必要があります。

旧制度	新制度
・ 農業者老齢年金 ・ 経営移譲年金 (昭和32年1月1日以前生まれが対象)	・ 農業者老齢年金 ・ 特例付加年金

Ⅱ 新制度の概要

(平成14年 1 月 1 日以降)

1 新制度の給付の種類 (法第18条)

(1) 農業者老齢年金 (終身)

通常加入又は政策支援加入による**保険料の自己負担額**及び受給権が発生した日の属する月の末日までの自己負担額に係る運用収入を給付原資として支給する年金のことをいいます。

支給要件は「年齢要件」のみです。(特例付加年金や旧制度のような期間要件等はありません。)

(2) 特例付加年金 (終身)

政策支援加入による**保険料の国庫補助額**及び受給権が発生した日の属する月の末日までの国庫補助額に係る運用収入を給付原資として支給する年金のことをいいます。

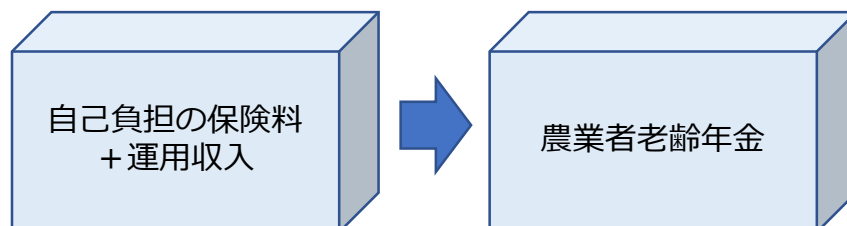
受給するには、「年齢要件」以外に「20年要件」「適格な経営継承」のすべてを満たすことが必要です。

(3) 死亡一時金

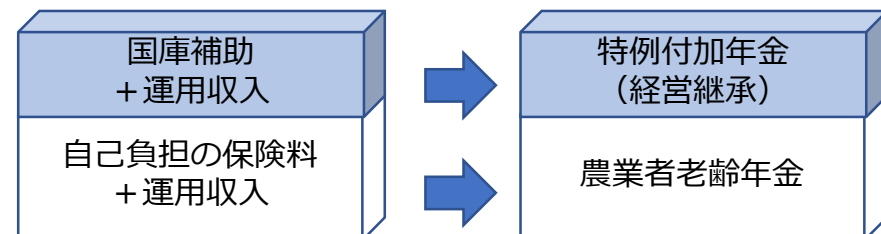
80歳に達する前に死亡したときに、死亡した月の翌月から80歳に達する月までに支給されることとなる農業者老齢年金の現在価値相当額(支払われるまでの期間に応じた金利で割り引いた金額)を、ご遺族の請求に基づき支給する一時金のことをいいます。

※ 80歳を超えて死亡したとき及び特例付加年金については、死亡一時金の支給はありません。

【通常加入】



【政策支援加入】



2 令和2年の制度改革

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、**「年金の受給開始時期の選択肢の拡大」**等を目的として、国民年金法、厚生年金保険法及び独立行政法人農業者年金基金法等の関係法を一括して改正する「年金制度の機能変化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が、令和2年5月29日に可決・成立し、同年6月5日に「令和2年法律第40号」として公布されました。

【令和2年の制度改革のポイント（受給開始時期の選択肢の拡大（令和4年4月1日から））】

① 農業者老齢年金（昭和32年4月2日以降※に生まれた方が対象）

改正前は、原則として、65歳に達したときから農業者老齢年金を受給することができましたが、令和4年4月1日からは、**その上限が75歳に引き上げられました。**

これにより、65歳以上75歳未満の間は、加入者が年金の受給を開始したいときに、裁定請求することができるようになりました。

② 特例付加年金（昭和32年4月2日以降※に生まれた方が対象）

特例付加年金を受給するための要件を満たした上、加入者が年金の受給を開始したいときに、裁定請求することができるようになりました。

なお、特例付加年金については、経営継承が受給要件とされていることから、**受給開始時期の上限はありません（農業者老齢年金と異なる）**。

※制度改革日（令和4年4月1日）の前日までに65歳未満の者

3 農業者老齢年金について

(1) 支給要件（法第28条、第28条の2、附則第2条）

請求者の生年月日や裁定請求の有無により、支給要件が異なります。

昭和32年4月2日以降生まれの方	昭和32年4月1日以前生まれの方
① 65歳以上75歳未満の者が、基金に<u>農業者老齢年金の支給の請求（JAに裁定請求書の提出）</u>をしたとき。 ② <u>農業者老齢年金の支給の請求（JAに裁定請求書の提出）</u>をすることなく75歳に達したとき。（裁定請求書の提出は必要です。） ③ 60歳以上65歳未満の者が、基金に<u>農業者老齢年金の支給の繰上げ請求（JAに裁定請求書の提出）</u>をしたとき。	①原則、65歳に達したとき。 ②60歳以上65歳未満の者が、基金に<u>農業者老齢年金の支給の繰上げ請求（JAに裁定請求書の提出）</u>をしたとき。

受給権の発生日から5年を経過して裁定請求を行ったときは、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第58条第1項の規定に基づき、5年を経過した分の年金については、時効により受け取ることができなくなります。

(2) 裁定請求（法第20条、規則第14条）

年金受給を開始するときは、JAに裁定請求書の提出する必要があります。

昭和32年4月2日以降生まれの方	昭和32年4月1日以前生まれの方
様式第K2号 「新農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書」	様式第K1号 「新農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書」

添付書類：『新農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書』（新制度） チェックシート

【ホームページ掲載場所】 ホーム▽手続き・届出▽業務受託機関が利用する様式▽審査する際のチェックシート

(<https://www.nounen.go.jp/kanyu/gyoumuyoushiki/03.html>)

3 農業者老齢年金について（続き）

（3）年金の支給開始時期（法第21条）

年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から開始します。

昭和32年4月2日以降生まれの方

繰上げ請求 (60歳～64歳)	裁定請求書を提出した日（J A 受付日）の属する月の翌月分から支給
65歳以上75歳未満の場合	裁定請求書を提出した日（J A 受付日）の属する月の翌月分から支給
75歳の場合	75歳に達した日の属する月の翌月分から支給

裁定請求書を提出した日（J A 受付日）により、支給開始月が変わります。

【例】昭和35年11月1日生まれ（令和7年10月31日に65歳到達）の者の場合

令和7年10月31日にJ Aへ提出 ⇒ 令和7年11月分から受給※10月31日（金）

令和7年11月4日にJ Aへ提出 ⇒ 令和7年12月分から受給※11月1日（土）、2日（日）、3日（祝月）

★J Aの休業日にあたる場合は、翌月の最初の営業日に裁定請求書を提出（J Aが受付）した場合に限り、前月の末日に受付したものとみなします。

例）令和7年12月1日生まれの者の場合

⇒65歳到達日の令和7年11月30日はJ A休業日のため、令和7年12月1日にJ Aが受付すると、令和7年11月30日に受付されたものとして基金でみなし、令和7年12月分から支給されます。

11月29日（土）	11月30日（日） <65歳到達日> ※J A休業日	12月1日（月） <誕生日>
-----------	----------------------------------	-------------------

昭和32年4月1日以前生まれの方

繰上げ請求 (60歳～64歳)	裁定請求書を提出した日（J A 受付日）の属する月の翌月分から支給
65歳以降の場合	65歳に達した日の属する月の翌月分から支給

3 農業者老齢年金について（続き）

（４）年金の支払期月（業務方法書第28条）

年金は、定期支払月（２月、５月、８月及び１１月）の１０日（土日・祝日等の場合は前営業日）に、支払月の前３か月分を支払います。

なお、農業者老齢年金及び特例付加年金の合計額が１２万円未満の場合は、年１回１１月に支払います。

定期支払月（支払該当月の内訳）

２月（前年１１月～１月分） ５月（２月～４月分） ８月（５月～７月分） １１月（８月～１０月分）

（５）年金額（法第19条、第29条、令第2条）

農業者老齢年金の額は、納付された保険料（自己負担額）及びその運用収入の額の総額（給付原資）を基礎として、予定利率及び予定死亡率を勘案して政令で定めるところにより算定した額となります。

① 年金額の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年金原資} \\ \hline \text{保険料} \\ \text{(自己負担額)} \\ \text{+} \\ \text{運用収入} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{年金現価率※} \\ \hline \text{受給権を取得} \\ \text{した日の年齢} \\ \text{に対応する率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年金額} \\ \text{(年額)} \\ \hline \end{array}$$

〔 50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げる。 〕

② 農業者老齢年金の年金現価率（令和7年度）

年齢	男性	女性
60歳	23.78772	26.67106
65歳	20.46682	23.47891
70歳	17.00742	20.10837
75歳	13.52830	16.61932

※ 年金現価率とは、一定の年金額を支給するためには、その何倍の原資が必要になるかという割合のことをいい、農林水産大臣が定めています（見直しが必要と認められる場合は、３月頃に改正されます。）。

4 特例付加年金について

(1) 支給要件（法第31条、令第3条、附則第3条）

次のすべての要件を満たした者が裁定請求をしたときから支給されます。

① 20年要件	60歳までの次のア～エの合計が <u>20年（240月）以上</u> であること。 ア 新制度の保険料納付済期間 イ 新制度のカラ期間 ウ 旧制度の保険料納付済期間 エ 旧制度のカラ期間 (ウ及びエは、脱退一時金または特例脱退一時金を受給していない方に限る)
② 経営継承	基準日において所有または借入れしている農地等または畜舎等の農業生産施設のすべてについて、 <u>適格な相手に処分し、農業経営から引退すること</u> 。（年齢制限なし）
③ 年齢要件	65歳以上であること。 ※①及び②を満たす方は、60歳から繰上げ請求も可能。 (同時に老齢年金の繰上げ請求が必要)

(2) 年金額（法第19条、第32条、令第4条）

特例付加年金の額は、その者に係る国庫補助の額及びその運用収入の額の総額（給付原資）を基礎として、予定利率及び予定死亡率を勘案して政令で定めるところにより算定した額となります。

① 年金額の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年金原資} \\ \hline \text{保険料} \\ \text{(国庫補助額)} \\ \text{+} \\ \text{運用収入} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{年金現価率※} \\ \hline \text{(受給権を取得} \\ \text{した日の年齢} \\ \text{に対応する率)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年金額} \\ \text{(年額)} \\ \hline \end{array}$$

〔50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げる。〕

② 特例付加年金の年金現価率（令和7年度）

年齢	男性	女性
60歳	22.55384	26.15619
65歳	19.55798	23.11046
70歳	16.44084	19.88106
75歳	13.31925	16.53574

4 特例付加年金について（続き）

記録管理システムで、特例付加年金の20年要件の確認の仕方（60歳以上の場合）は

（１）20年要件に算入できる期間を合算して確認 （２）額試算をして確認 の2通りあります。

【（１）20年要件に算入できる期間を合算して確認する方法】

加入者・受給権者情報照会

被保険者証記号番号	12345-1001100030	年金証書番号		整理番号(個人番号)	1234567	住所地コード	
氏名(フリガナ)	ノダ アサ	生年月日	S32.09.18	農委情報	20-110/農委区 1 1 0		
氏名	農年 明雄	性別	男	JA情報	0-10-110-AAA/農協支店 1 1 0		
郵便番号	140-0000	住所	〒140-0000 東京都 港区 3-3				
電話番号		死亡年月日		国民年金不整合表示	無	メモ	無
現在の状態	待期						

加入者(新) 被保険者(旧) 還付記録 付利記録

直近の資格得喪時情報

加入種別	H29.09.17
保険料月額	¥0
35歳到達	
65歳到達	R04.09.17

最終記録

喪失年月日	喪失事由
H29.09.17	61

旧法情報

農年期間	206 月
カラ期間	
特別カラ期間	248 月
旧法表示	有
納付月数	206 月
未納月数	

表示項目

死亡表示	生存
作成年月	H14.01

資格期間

農年期間	188 月
短期期間	
役員期間	
厚生期間	
法人期間	
特被期間	
国免期間	
農免期間	

納付状況

納付月数	188 月
納付月数(通常)	88 月
納付月数(特例)	120 月
未納月数	
未納月数(通常)	
未納月数(特例)	
部分納付月数	
納付方法	2
還付表示	無
前納対象年	
免除申請	

認定情報

就農認定	
農業認定	H23.03.09
約束達成	0

裁定状況

老齢	未裁定
特例付加	未裁定
証番	
60歳到達	H29.09.17
保険料請求	振替

一時金状況

死亡年月日	
裁定年月	

① 加入者・受給権者の基本情報
(全ページ共通)
氏名、住所、生年月日、被保険者証記号番号等が記載されています。

② 新制度のカラ期間
特例付加年金の支給要件である期間に算入することができます。

③ 新制度の保険料の納付状況
(通常) ⇒ 通常加入
(特例) ⇒ 政策支援加入

④ 旧制度の保険料の納付状況
「納付月数」及び「カラ期間」は特例付加年金の支給要件である期間に算入することができます。
ただし、特例脱退一時金等を受給している場合は、算入することができません。
なお、「特別カラ期間」は算入することはできません。

メニュー

一覧

メモ

届出書作成

処理状況

額試算(新)

額試算(旧)

印刷

特例付加年金の支給要件である「20年要件」の確認方法

③新制度納付月数 + ②新制度カラ期間 + ④旧制度納付月数及びカラ期間 ≥ 240 月

4 特例付加年金について（続き）

【（２）額試算をして確認する方法】

加入者・受給権者情報照会

被保険者証記号番号	12345-1001100080	年金証書番号	S32-09-18	管理番号(個人番号)	1234567	住所	20-110/農委 110
氏名(フリガナ)	農年 明雄	性別	男	農委情報	0-10-110-AAA/農協支店		
氏名	農年 明雄	生年月日	632.09.18	農委情報	0-10-110-AAA/農協支店		
郵便番号	140-0000	住所	〒140-0000 東京都港区3-3				
電話番号		死亡年月日		国民年金不整合表示	無		
現在の状態	待期						

被保険者(新) 被保険者(旧) 還付記録 付利記録

加入種別	加入年月日	資格期間	納付状況
35歳到達	H29.09.17	188月	納付月数(通常)
65歳到達	R04.09.17		納付月数(特例)

最終記録

喪失年月日	喪失事由
H29.09.17	61

旧法情報

農年期間	206月	認定情報	減額認定 H29.09.09	裁定状況	老齢 未裁定	一時金状況	死亡一時金 未裁定
特別付加期間	248月	約束達成	0	特例付加	未裁定	死亡一時金	未裁定
旧法表示	有	60歳到達	H29.09.17	証書	未裁定	死亡一時金	未裁定
納付月数	206月						
未納月数							

年金額の試算(新制度)

農委 太郎 110
[ログアウト](#)

検索条件
 被保険者証記号番号 12345 - 1001100080 年金証書番号 -

[クリア](#) [検索](#)

被保険者証記号番号	12345-1001100080	氏名	農年 明雄
生年月日	632.09.18	性別	男性
現在の政策支援区分	通常加入	現在の保険料月額	
想定される付利利率	0.85%		

R05年度末の積立額	自己拠出分	¥4,375,688	国庫負担額	¥1,134,968
R06年度の保険料納付状況	自己拠出分		国庫負担額	
	04月		WD	WD
	05月		WD	WD
	06月		WD	WD
	07月		WD	WD
	0ヶ月		WD	WD

[65歳試算](#) [75歳試算](#)

[メニュー](#) [一覧](#) [メモ](#) [届出書作成](#) [処理状況](#) [額試算\(新\)](#) [額試算\(旧\)](#)

[メニュー](#) [照会](#) [リセット](#) [印刷](#)

年金額の試算(新制度)

農委 太郎 110
[ログアウト](#)

あなたの保険料額・年金額は以下のとおりです

既納付分保険料	期間	188月	金額	¥3,040,000
将来納付分保険料(予定)	期間	0月	金額	
	計	188月	計	

年金額	農業者老齢年金	¥202,000	死亡一時金	
	特例付加年金	¥54,000	死亡一時金発生年月日	
計		¥256,000	死亡一時金発生時年齢	

上記年金額は年額です

80歳以下の政令で定める年齢(80歳)に満たした者が死亡した場合は、死亡一時金は受給できません(死亡一時金額が表示されません)

【留意事項】

- 実際の年金受給額は年金裁定時まで確定せず、それまで運用結果等により変動しますので、上記年金額を保証するものではありません。
- また、繰上処理等によって実際の年金額は若干異なることもありますので、試算結果は、一つの目安としてご利用ください。
- 死亡一時金は概算値ですので、実際の死亡一時金とは一致しません。試算結果は一つの目安としてご利用ください。
- 未経過保険料は、将来納付分(保険料)に充てられます。
- 国民年金受給記録は、本画面に表示される農業者年金受給記録の履歴とは別です。

① 「額試算（新）」をクリック

② 「65歳（75歳）試算」をクリック

③ 「特例付加年金」に金額がはいっている

= 20年要件を満たしている

経営継承がされたかは、この画面では確認ができないので、農業委員会で確認していただく必要があります。

4 特例付加年金について（続き）

（３）年金の支給開始時期（法第21条）

年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から開始します。

昭和32年4月2日以降生まれの方

繰上げ請求 (60歳～64歳)	農業を営む者でなくなった（経営継承が完了した）上で、裁定請求書を提出した日（JA受付日）の属する月の翌月分から支給
65歳以降の場合	農業を営む者でなくなった（経営継承が完了した）上で、裁定請求書を提出した日（JA受付日）の属する月の翌月分から支給

裁定請求書にかかる受付日の注意点は、農業者老齢年金と同じです。（特に1日生まれの方は注意。）

昭和32年4月1日以前生まれの方

繰上げ請求 (60歳～64歳)	農業を営む者でなくなった（経営継承が完了した）上で、裁定請求書を提出した日（JA受付日）の属する月の翌月分から支給
65歳以降の場合	農業を営む者でなくなった日（経営継承日）の属する月の翌月分から支給

- ・ 昭和32年4月1日以前生まれの者が、65歳以上で経営継承する場合は、経営継承の終了日において受給権が発生します（受給開始時期の選択は不可）。
- ・ 65歳になる前に経営継承が終了している場合は、65歳になったときに受給権が発生します。
- ・ 特例付加年金を請求する権利は、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第58条第1項の規定に基づき、5年を経過すると時効によって消滅します。

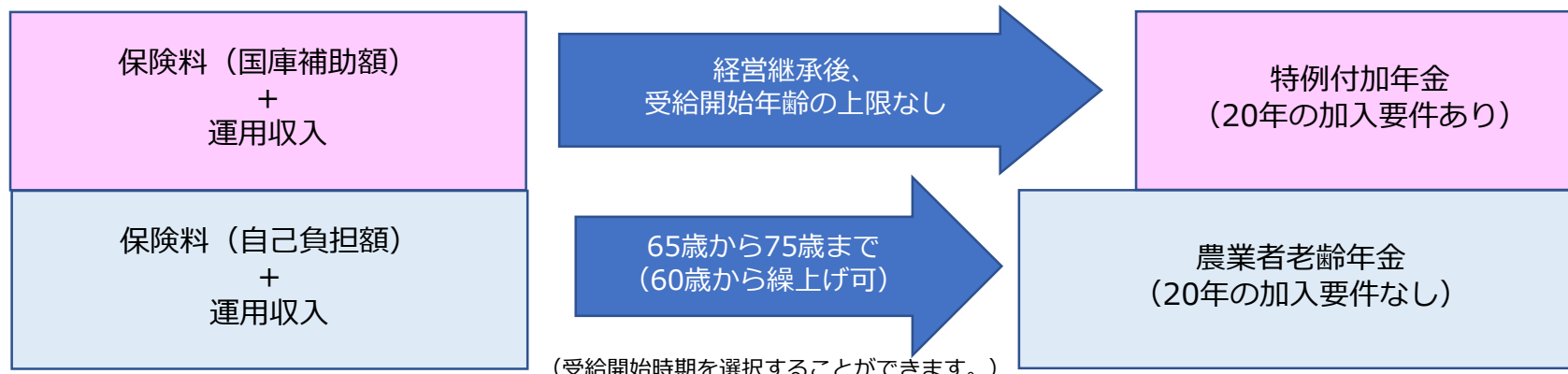
（４）年金の支払期月（業務方法書第28条）

農業者老齢年金と同様。

4 特例付加年金について（続き）

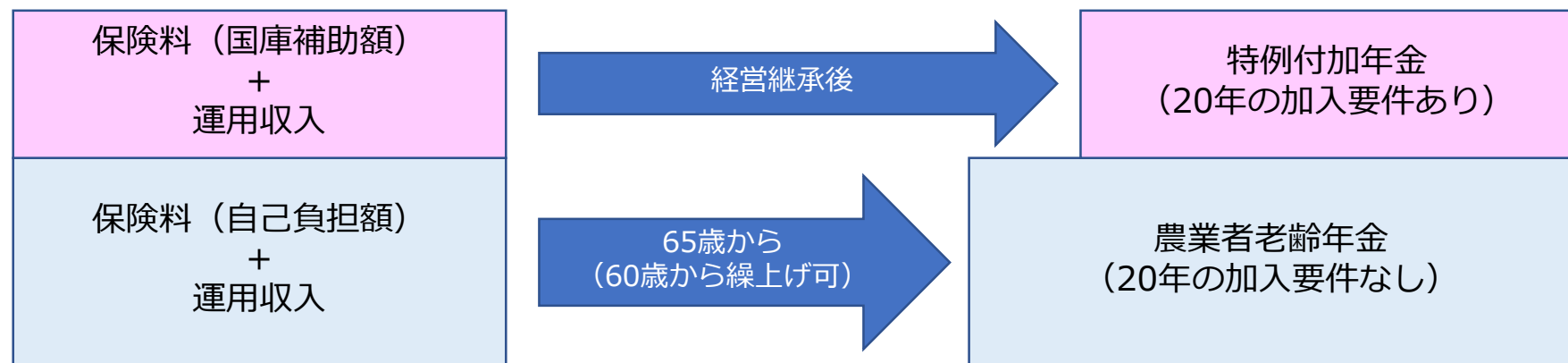
（５）裁定請求（法第20条、規則第15条）

昭和32年4月2日以降生まれの方		
希望の受給開始時期	必要な届出書等	提出のタイミング
繰上げ請求 (60歳～64歳)	①「新農業者年金 農業を営む者でなくなったことの届」（様式第K11号）	農業を営む者でなくなった（経営継承が完了した）とき
	②「新農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書」（様式第K2号）	繰上げ受給を開始したいとき (提出した日の属する月の翌月分から受給開始)
	③「新農業者年金 特例付加年金裁定請求書」（様式第K22号）	
65歳以降	①「新農業者年金 農業を営む者でなくなったことの届」（様式第K11号）	農業を営む者でなくなった（経営継承が完了した）とき
	②「新農業者年金 特例付加年金裁定請求書」（様式第K22号）	年金の受給を開始したいとき (提出した日の属する月の翌月分から受給開始)



4 特例付加年金について（続き）

昭和32年4月1日以前生まれの方		
希望の受給開始時期	必要な届出書等	提出のタイミング
繰上げ請求 (60歳～64歳)	①「新農業者年金 農業を営む者でなくなったことの届」(様式第K11号)	農業を営む者でなくなった(経営継承が完了した)とき
	②「新農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書」(様式第K1号)	繰上げ受給を開始したいとき (提出した日の属する月の翌月分から受給開始)
	②「新農業者年金 特例付加年金裁定請求書」(様式第K21号)	
65歳以降	①「新農業者年金 農業を営む者でなくなったことの届」(様式第K11号)	農業を営む者でなくなった(経営継承が完了した)ときに同時に提出 ※受給開始時期は選択できません。
	②「新農業者年金 特例付加年金裁定請求書」(様式第K21号)	



4 特例付加年金について（続き）

添付書類

○第K11号

- ・『新農業者年金 農業を営む者でなくなったことの届』 チェックシート
【ホームページ掲載場所】 ホーム▽手続き・届出▽業務受託機関が利用する様式▽審査する際のチェックシート
(<https://www.nounen.go.jp/kanyu/gyoumuyoushiki/03.html>)
- ・農地等の処分に係る書類等
(以下、主要な書類を抜粋。詳細については、「農業者年金業務の手引き ①-196ページを参照)

処分の相手方が後継者の場合	・届出者との身分関係（続柄）を明らかにすることができる戸籍の抄本等
農地法第3条による許可の場合	・農地法第3条の許可申請書及び許可書の写し ・〔贈与又は売買の場合〕贈与又は売買契約書の写し ・〔貸借の場合〕賃貸借又は使用貸借契約書の写し ※貸借の場合、貸借期間は10年以上であること。
農用地利用集積の場合	・農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づく公告の写し 又は 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項に基づく公告の写し等 ・農用地利用集積計画（各筆明細）の写し 又は 農用地利用集積等促進計画（各筆明細）の写し ・〔売買の場合〕対価の支払いが確認できる領収書等の写し ※貸借の場合、貸借期間は10年以上であること。
使用収益権の消滅の場合	・〔賃貸借契約の解約の場合〕農地法第18条6項の規定による通知書の写し ・〔使用貸借契約の解約の場合〕合意解約書の写し ・〔契約期間満了の場合〕当初の許可申請書・許可書・契約書等の写し
施設の処分の場合	・権利の移転又は設定に関する相手方との契約書の写し

※経営移譲管理カードは、第1回目に現況届に写しを添付する必要がありますが、第K11号提出時には基金に送付せず、農業委員会で保管してください。

○第K21号、第K22号

『新農業者年金 特例付加年金裁定請求書』（新制度） チェックシート（掲載場所はK11号用と同じ）

5 経営継承について

(1) 経営継承（法第31条、令第3条、規則第21条～第26条）

経営継承とは、次の①～④に該当する全ての処分等を行い、**「農業を営む者でないもの」**となることをいいます。

① 農地等又は特定農業用施設につき所有権又は使用収益権に基づき農業を営む者（特定農業者）

⇒ 基準日※1における農地等又は特定農業用施設※2（基準日後に取得等したものを含む）の全てについて、適格な第三者又は後継者に対し、権利の移転又は設定等を行うこと。

なお、第三者継承の場合は、自留地（10a又は基準日における農地等面積の1/3以内のいずれか小さい面積）を残すことができます。

② 一般農業生産施設につき所有権又は使用収益権に基づき農業を営む者

⇒ 基準日※1における一般農業生産施設※3（基準日後に取得等したものを含む）の全てについて、第三者又は後継者に対し、権利の移転又は設定等を行う、若しくは供用廃止又は用途変更を行うこと。

③ 家族経営協定により、経営に参画している配偶者又は後継者

⇒ 家族経営協定書の破棄又は家族経営協定書に掲げる取決めのうち、経営に係る部分について、作付計画等の決定権及び経営から生ずる損益の責任を負わないこと、経営者の地位を示す名義人にならないこととなるよう、家族経営協定書の内容を変更し、農業を営む者でないことを明確にすること。

④ 農業を営む法人の常時従事者たる構成員

⇒ 農業を営む法人の常時従事者たる構成員でなくなる（持分又は株式の処分は不要。）。

※1 基準日とは、農業を営む者でなくなった日（経営継承日）の1か月前の日のことをいいます。

※2 特定農業用施設とは、残存耐用年数が10年以上の畜舎又は温室のことをいいます。

※3 一般農業生産施設とは、残存対応年数が10年未満の畜舎、温室、蚕室又はキノコ栽培施設等の生産施設のことをいいます。

5 経営継承について（続き）

（２）経営継承における農業用施設の取扱い

① 経営継承の対象となる施設

特定農業用施設

残存耐用年数※が10年以上の畜舎及び温室

一般農業生産施設

- ・ 残存耐用年数※が10年未満の畜舎及び温室
- ・ 苗供給用の育苗施設、野菜栽培用のれき耕施設・溶液栽培施設・きのこ栽培施設、養蚕用の蚕室（稚蚕用・壮蚕用・上簇収繭用）及び畜産用のふ卵施設等の生産施設

※ 固定資産台帳（償却資産台帳）により、残存耐用年数を確認してください。
また、建築年月日が特定できない等の理由により、耐用年数が確認できない施設及び耐用年数を超過している施設は、一般農業生産施設として取り扱います。

② 経営継承の対象とならない施設

貯蔵施設、加工施設、農業用倉庫、運搬施設、農機具格納庫及び集出荷施設等

③ 経営継承の処分対象施設から除外されるもの（例）

- ・ パイプ等を直接地面に差し込む方法等の簡易なビニールハウス
- ・ 住居と一体化している施設

5 経営継承について（続き）

（３）経営継承の相手方（譲受適格者）

農地等又は特定農業用施設についての経営継承の相手方は、次のいずれかに該当する第三者又は後継者である必要があります。

また、経営継承は、第三者と後継者の両方に処分することも可能（この場合は、自留地を残せない。）。

① 第三者（複数でも可）

- ・ 60歳未満の農業経営者（経営継承者の配偶者等を除く。）
- ・ 60歳未満の新規就農者（農業に従事していた期間※が「通算３年」又は「継続１年」以上であること。経営継承者の配偶者等を除く。）
- ・ 農地中間管理機構、農業を営む法人、ＪＡ及び農事組合法人等

② 後継者

60歳未満の直系卑属の１人又はその配偶者（農業に従事していた期間※が「通算３年」又は「継続１年」以上であること）

※ 農業に従事していた期間には、大学又は高校等で農業を学んだ期間及び会社員等で休日・農繁期等に農業に従事していた期間を含みます。

【留意事項】

一般農業生産施設については、経営継承の相手方の要件は特にありません。
ただし、経営継承者の配偶者以外の者となるよう、指導をお願いしています。

5 経営継承について（続き）

（４）農地等、特定農業用施設及び一般農業生産施設の処分方法

所有権又は使用収益権に基づき農業経営に供している農地等、特定農業用施設及び一般農業生産施設の全てについて、次のとおり処分が必要です。

① 農地等・特定農業用施設

基準日

自作地

小作地

基準日後

新規取得した
農地等

返還を受けた
農地等

処分※1

処分方法（相手方の要件あり（④を除く））

- ① 所有権の移転（贈与・売買）
- ② 使用収益権の移転
- ③ 使用収益権の設定（10年以上）
- ④ 使用収益権の消滅（返還）

※1 農地等は農地等として、特定農業用施設は特定農業用施設として処分する必要があります。

② 一般農業生産施設

基準日

所有
施設

借入
施設

基準日後

新規取得した
施設

返還を受けた
施設

処分

処分方法（相手方の要件なし）

- ① 所有権の移転（贈与・売買）
- ② 使用収益権の移転
- ③ 使用収益権の設定（期間要件なし）
- ④ 使用収益権の消滅（返還）
- ⑤ 供用廃止・用途変更※2

※2 農業委員会において、家畜等の棚卸資産が存在しないことを確認していただく必要があります。

5 経営継承について（続き）

経営継承に関するお問い合わせの前に確認していただきたいこと

経営継承に関する不明点があった場合、次の項目を確認の上、基金（裁定班）へお問い合わせいただくと、ご回答がスムーズになります。

① 経営に供している農地等の状況

⇒ 自作地及び小作地はどれだけあるのかを農地台帳等でご確認ください。
なお、それらの処分方法（売なのか、貸すのか等）及び処分相手がおおむね決まっている場合は、そちらもお伝えください。

② 農業生産施設の状況

⇒ 所有又は借りている農業生産施設（畜舎、温室等）があるかどうかを固定資産台帳及び償却資産台帳等で確認してください。（農業生産施設がある場合は、残存耐用年数の確認もしてください。）
なお、それらの処分方法（売なのか、貸すのか等）及び処分相手がおおむね決まっている場合は、そちらもお伝えください。 ※ 1

③ 家族経営協定の締結状況（区分3の加入者）

⇒ 家族経営協定の破棄等の時期を確認してください。

④ 農業を営む法人の常時従事者たる構成員※2であるか

⇒ 農業を営む法人の常時従事者であるかを農地所有適格法人報告書等でご確認ください。

※ 1 農業生産施設がある場合、特定農業用施設と一般農業生産施設のどちらに該当するかによって、処分方法や処分相手の条件が変わりますので、ご注意ください。

※ 2 農業を営む法人の常時従事者＝農業を営む法人の構成員として年間150日以上従事している者

6 経営継承に伴う諸名義の変更について

(1) 趣旨

「実体を伴った経営移譲及び経営継承を確保するための指導等について」（昭和61年8月28日61農年一第84号農業者年金基金理事長通知）に基づき、経営移譲及び経営継承（以下「経営移譲等」という。）を完了するためには、農地等の権利名義を変えるだけでなく、**経営者の地位を表す農業共済の加入名義等の諸名義についても、経営移譲等の相手方に変更等することが必要**です。

諸名義を相手方に変更等をしたことを確認するために、経営継承が完了したときは、必ず「**経営移譲管理カード**」を作成する必要があります。

【経営移譲管理カードの掲載場所】

基金HP⇒手続き・届出⇒業務受託機関が利用する様式⇒経営移譲管理カード
(<https://www.nounen.go.jp/kanyu/gyoumuyoushiki/07.html>)

(2) 変更等が必要となる諸名義

- ① 農業共済の加入名義 ② 経営所得安定対策等交付金の申請名義 ③ 農業所得の納税申告名義

【後継者へ継承した場合】

①～③の全ての諸名義が変更等されているか確認してください。

【第三者個人又は農業法人へ継承した場合】

①及び②の諸名義を変更等されているか確認してください。

「経営移譲管理カード」は経営継承が法令に従って行われたかを示す証拠となります
特例付加年金が裁定決定後、初回の現況届の提出のときまでに、諸名義の変更等がされたかを「経営移譲管理カード」で確認できない場合は、特例付加年金の裁定取消又は支給停止となります。

Ⅲ 旧制度の概要

(平成13年12月31日以前)

1 旧制度の給付の種類 (旧法第32条)

(1) 農業者老齢年金 (終身)

65歳に達する前の日（65歳の誕生日の前々日）までに、法令で定める経営移譲をしなかった者に支給する年金のことをいいます。

(2) 経営移譲年金 (終身)

65歳に達する前の日（65歳の誕生日の前々日）までに、法令に定める経営移譲をした者に支給する年金のことをいいます。（昭和32年1月1日までに生まれた者が対象）

(3) 脱退一時金※

旧保険料納付済期間が3年（36か月）以上かつ旧保険料納付済期間等が20年（240か月）未満の者に支給していた一時金のことをいいます。

(4) 特例脱退一時金※

平成13年の制度改正に伴い、「旧保険料納付済期間等」及び「特別カラ期間」（平成14年1月から65歳になる誕生月の前月までの期間）を合算して20年（240か月）以上の者が、将来の年金給付に代えて、一時金での支給を選択したときに、納付済保険料総額の8割相当額を支給していた一時金のことをいいます。

(5) 死亡一時金

次の要件を全て満たす加入者が死亡した場合に、その者の遺族の請求により支給する一時金のことをいいます。

- ① 旧保険料納付済期間が3年（36か月）以上あること。
- ② 年金受給権者の場合は、年金給付総額（未支給を含む）が死亡一時金の額に満たないこと。
- ③ 脱退一時金又は特例脱退一時金を受給していないこと。

※ 平成19年1月1日をもって消滅時効が完成しているため、現在は取扱いがありません。

2 農業者老齢年金について

(1) 支給要件（法第47条）

次の①～③の全ての要件を満たすときに受給権が発生します。

- ① 経営移譲年金の受給権者以外の者であること。
- ② 「旧保険料納付済期間等」及び「特別カラ期間※」を合算して20年以上あること。
- ③ 65歳であること。

※ 平成14年1月からその者が65歳に達する日の属する月の前月までの期間のことをいいます。

(2) 年金額（法第35条、第48条、令第6条の2）

農業者老齢年金の額は、65歳の年金単価に、旧保険料納付済期間の月数を乗じた額となります。

年金額の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年金単価} \\ \hline \left(\begin{array}{c} \text{その者の生} \\ \text{まれた年度} \\ \text{に対応する} \\ \text{65歳の単価} \end{array} \right) \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{旧保険料} \\ \text{納付済期間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年金額} \\ \text{(年額)} \\ \hline \end{array}$$

50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げる。

(3) 年金の支給開始時期及び支給期月（法第36条）

年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から開始します。

年金は、定期支払月（2月、5月、8月及び11月）の10日（土日・祝日等の場合は前営業日）に、支払月の前3か月分を支払います。

※旧制度の農業者老齢年金は、年額12万円未満であっても、年4回に分けて支払います。

2 農業者老齢年金について（続き）

記録管理システムで、特例付加年金の20年要件の確認の仕方（60歳以上の場合）は
（１）20年要件に算入できる期間を合算して確認 （２）額試算をして確認 の2通りあります。

【（１）20年要件に算入できる期間を合算して確認する方法】

2024/07/10
 農委 太郎 110
[ログアウト](#)

加入者・受給権者情報照会

被保険者証記号番号	12345-1001100030	年金証書番号		整理番号(個人番号)	1234567	住所地コード	
氏名(フリガナ)	アベノ 太郎	生年月日	S32.09.18	農委情報	20-110/農委支店 110		
氏名	農年 明雄	性別	男	JA情報	0-10-110-AAA/農協支店 110		
郵便番号	140-0000	住所	〒140-0000 東京都港区 3-3				
電話番号		死亡年月日		国民年金不整合表示	無	メモ	
現在の状態	待期						

被保険者(新) 被保険者(旧) 還付記録 付利記録

死亡表示	生存	還付回数	2	作成年月	S80.01
------	----	------	---	------	--------

資格期間

農年期間	206月
短期期間	
役員期間	
厚年期間	
法人期間	
特被期間	
特定配偶者期間	
特例配偶者期間	

納付状況

納付月数	206月
未納月数	
額定期間納付月数	73月
額定期間未納月数	
納付対象納付月数	
納付対象未納月数	
任継納付月数	
任継未納月数	
冲償期間納付月数	

裁定状況

経営移譲	未裁定
老齢	未裁定
証番	
60歳到達	H29.09.17
前納作成年	H12
前納該当年	
任継経営移譲年月日	

納付開始年月 S59.11 特例脱退一時金 0: 未裁定

最終記録	喪失年月日	喪失事由	死亡年月日
	H14.01.01	11	

自動振替口座番号

特別カラ期間 248月

① 旧制度のカラ期間
年金の支給要件である期間に算入することができます。

② 旧制度の保険料の納付状況

③ 特例脱退一時金の裁定状況
特例脱退一時金を受給している場合は、「既裁定」と表示され、「一時金(旧)」のタブで詳細を確認することができます。

④ 特別カラ期間
平成14年1月からその者が65歳に達する日の属する月の前月までの期間のことをいい、年金の支給要件である期間に算入することができます。

[印刷](#)

旧制度の支給要件である「20年要件」の確認方法

$$\text{②納付月数} + \text{①カラ期間} + \text{④特別カラ期間} \geq 240\text{月}$$

2 農業者老齢年金について（続き）

【（２）額試算をして確認する方法】

加入者・受給権者情報照会 農委 太郎110 ログアウト

年金額の試算(旧制度) 農委 太郎110 ログアウト

検索条件

被保険者証記号番号 12345 - 1001100030 年金証書番号 -

クリア 検索

被保険者証記号番号 12345-1001100030
年金証書番号 00000000000
氏名 農年 明雄
生年月日 832.09.18

① 「額試算（旧）」をクリック

② 「試算」をクリック

試算

年金額の試算(旧制度) 農委 太郎110 ログアウト

年金額は以下のとおりです

<待期者>

受給開始年齢	年金の種類	
	農業者老齢	経営移譲年金(基本額)
60歳	-	-
61歳	-	-
62歳	-	-
63歳	-	-
64歳	-	-
65歳	¥280,200	¥0
死亡一時金	¥1,012,600	¥0

③ 「農業者老齢」に金額がはいっている
= 20年要件を満たしている

【留意事項】
・受給できる年金の種類はいずれか1つになります。
・種が 支給されている年金に★が表示されます。

2 農業者老齢年金について（続き）

（４）裁定請求（法第34条、規則第26条）

65歳に達したときに、「**農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書**」（様式第53号－2）の提出が必要です。

添付書類：

- ① 住民票、戸籍抄本又は運転免許証（写※両面）、マイナンバーカード（写※表面のみ）等
- ② 『農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書』（旧制度） チェックシート
【ホームページ掲載場所】 ホーム▽手続き・届出▽業務受託機関が利用する様式▽審査する際のチェックシート
(<https://www.nounen.go.jp/kanyu/gyoumuyoushiki/03.html>)

受給権の発生日（65歳になったとき）から5年を経過して裁定請求を行ったときは、農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）第76条第1項の規定に基づき、5年を経過した分の年金については、時効により受け取ることができなくなります。

（参考）新制度・旧制度請求を同時に裁定請求する事例

【ケース1】昭和35年11月1日生まれ（令和7年10月31日に65歳到達）の方が、令和7年10月31日に

ＪＡへ新旧両方の裁定請求書を提出した場合※10月31日（金）

新制度 ⇒ 令和7年11月分から受給（ＪＡ受付日の属する月の翌月分から）

旧制度 ⇒ 令和7年11月分から受給（65歳到達月の翌月分から）

【ケース2】昭和35年11月1日生まれ（令和7年10月31日に65歳到達）の方が、令和7年11月4日に

ＪＡへ新旧両方の裁定請求書を提出した場合※11月1日（土）、2日（日）、3日（祝月）

新制度 ⇒ 令和7年12月分から受給（ＪＡ受付日の属する月の翌月分から）

旧制度 ⇒ 令和7年11月分から受給（65歳到達月の翌月分から）

ケース2の場合、新旧で受給開始月にズレが発生します。

【参考 1】 農業者年金の裁定請求に係る概要

項目		新制度		旧制度
① 年金の種類		新農業者老齢年金	特例付加年金 (政策支援加入している場合)	農業者老齢年金
② 様式		第 K 2 号 (又は第 K 1 号)	第 K 22 号 (又は第 K 2 1 号) ※ 事前又は同時に第 K 11 号が必要	第 53 号 - 2
③ 添付書類		特になし	【農業を営む法人の常時従事たる構成員等の場合】 「農業を営む法人構成員・事業主体構成員ではなくなったことの証明書」 (様式例 4)	生年月日を確認することができる書類 (運転免許証 (写)、健康保険証 (写)、住民票又は戸籍謄本等)
		【金融機関において年金の振込みを希望する口座情報等の証明ができない場合】 通帳の写し (通帳の表面 + 金融機関名、支店名、預貯金種別、口座名義及び口座番号の記載されたページ)		
④ 受給要件	年齢	65 歳	65 歳	65 歳
	(繰上請求)	○ (60 歳～64 歳)	○ (60 歳～64 歳) ※ 新農業者老齢年金と同時に裁定請求が必要	×
	(繰下請求)	○ (66 歳～75 歳) ※ 昭和 32 年 4 月 2 日以降生まれの者に限る	○ (66 歳～上限なし) ※ 昭和 32 年 4 月 2 日以降生まれの者に限る	×
	保険料納付済期間等	1 ヶ月以上	20 年 (240 ヶ月) 以上 (新制度の保険料納付済期間 + カラ期間) + (旧制度の保険料納付済期間 + カラ期間)	20 年 (240 ヶ月) 以上 (旧制度の保険料納付済期間 + カラ期間 + 特別カラ期間)
	農業経営の引退	不要	必要	不要
	諸名義確認	不要	必要	不要
⑤ 年金額の計算		(自己納付額 + 運用益) ÷ 年金現価率	(国庫補助額 + 運用益) ÷ 年金現価率	生年月日別の年金単価 × 保険料納付月数
⑥ 年金の支払時期		新農業者老齢年金 + 特例付加年金の合計額が 【年額 12 万円以上の場合】 ⇒ 年 4 回 (2 月、5 月、8 月、11 月) 【年額 12 万円未満の場合】 ⇒ 年 1 回 (11 月)		年 4 回 (2 月、5 月、8 月、11 月) ※ 年金額に関係なし
⑦ 受給権の発生日		裁定請求書の J A 受付年月日 【昭和 32 年 4 月 1 日以前生まれ】 65 歳に到達した日 (誕生日の前日) ※ 繰上げの場合は、裁定請求書の J A 受付年月日	【昭和 32 年 4 月 2 日以降生まれ】 裁定請求書の J A 受付年月日 【昭和 32 年 4 月 1 日以前生まれ】 65 歳に到達した日 (誕生日の前日) 又は 66 歳以降に経営継承が終了した日 ※ 繰上げの場合は、裁定請求書の J A 受付年月日	65 歳に到達した日 (誕生日の前日)
⑧ 年金の支給開始月		⑦ の日の属する月の翌月		

30